

公務員関係判例研究会 平成30年度 第10回会合 議事要旨

1. 日時 平成31年2月21日(木) 15:00～16:45

2. 場所 中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士、阿部弁護士、石井弁護士、石津弁護士、植木弁護士、大森弁護士、木下弁護士、木村弁護士、白土弁護士、白鳥法務省訟務局付、鈴木弁護士(座長)、高田弁護士、竹田弁護士、田中弁護士、長屋弁護士、野下弁護士、松崎弁護士、峰弁護士、山田弁護士(五十音順)

(事務局) 内閣官房内閣人事局 清水内閣審議官、池田内閣参事官、山地調査官、市川争訟専門官、小林争訟専門官

4. 議題：最近の裁判例の評釈

○ 職場において戸籍上の氏でない通称名を使用しないよう命ずる職務命令に従わないことを理由とする戒告処分の適否について争われた裁判例

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

○ 損害賠償等請求控訴事件(広島高裁平成29年10月27日判決、判例秘書、以下「本件判決」という。)は、山口県防府市の職員であったXが、職場において、戸籍上の氏であるX(以下「戸籍名」という。)と同じ読みであって漢字表記が異なるX‘(以下「通称名」という。)を氏として使用していたことについて、通称名を使用しないよう命ずる職務命令を受けたにもかかわらず、これに従わず通称名を使用し続けたことから、地方公務員法29条1項1号及び2号に該当するとして、防府市長から戒告処分(以下「本件処分」という。)を受けたため、本件処分は裁量権を逸脱・濫用したものであると主張して、本件処分が無効であることの確認又は本件処分の取消しを求めるとともに、精神的苦痛を被ったとして国家賠償法に基づき慰謝料の支払を求めた事案である。

なお、Xは、本件訴訟係属中に氏の変更申立てが許可され、通称名が戸籍上の氏となっている。

○ 本件判決は、職員の同一性を戸籍名で把握することは合理的かつ職務遂行上も重要であるから、通称名を使用しないことを命ずる職務命令は適法であり、この職務命令に従わないのであるから、Xは地方公務員法32条に違反すると判断した。

○ 本件判決は、Xが職務上通称名を使用することで非常に多数の消印等の処理が必要になるなど、職務上生じた混乱や支障を認識しながら使用を継続するなど、職務専念義務にも違反していると判断した。

○ 本件は、市役所という大きな組織の中で戸籍名ではなく通称名を使用したという

事案であるが、通称名を使用しても混乱が生じないような民間の一事業所内について、通称名の使用を禁じる業務命令に違反したことを理由とする懲戒処分の適法性についてまで本件判決が当てはまるかという射程範囲の問題がある。

- 本件は、採用されてから約 20 年間にわたり戸籍名を使用し、戸籍名が定着した状況で、急に通称名を使用し始めた事案であるが、これが、採用時に戸籍名ではなく通称名を使用したいとして争った事案であった場合に、同じような判断がされたのか疑問がある。
- 本件において職務専念義務違反を問い得るかは異論もあり得るように思われる。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

- 名前の変更と違って、氏の変更は家族全員が変わるので、就職して 20 年後に氏を変えたいという理由は、X の子どもなどの事情が関係したのかもしれない。
- 氏の変更というのは、明治初めに氏を付ける際に奇妙な氏を付けてしまったようなケース等で認められているようで、名前の変更より圧倒的に難しい。下の名前は年賀状などで普段から使用しているという事実などで変えられるが、氏の変更が認められたケースは非常に少ない。本件のケースが、よく認められたものだと思う。
- 家裁が氏の変更を許可していることからすると、子どもの関係などやむを得ない事情があったと思われる。
- 市役所は何百枚も書類を修正したとっているが、通称名を認めれば、修正する必要はなかったという見方もある。同じ氏は本人のみで特定に問題はないのであり、市役所がこだわり過ぎではないか。市役所の中で、通称名は X のことであると認めてあげれば、差支えなかったのではないだろうか。
- 旧姓使用の事例も増えており、旧姓を使用する職員の同一性認識について一定程度広まっていると思うので、なぜ X だけが認められないのかというところはある。
X は、1 回目の氏変更の申立てにおいて、家裁から、職場で使用されていない、認知されていないという理由で不許可になっている。家裁から氏変更を許可されるために、X は通称名を職場で使用するしかない状況であった。こういった事情を考慮して、市役所は配慮してもよかったのではないか。
- 通称名は、戸籍とのつながりが何もない。旧姓使用は戸籍から立証できる。本件は、ルールの問題であると思う。日本においては、公務員法等の法令には氏名について何も規定されていないが、戸籍名を使用するのが当然の前提である。
- 戸籍名を使用するのが当然の前提ではあるが、現実にはそれでは困るといふ人がいるときに、どこまでは認めていくかということである。
- 通称名を使用する職員が行政処分の発令をすると考えると、やはり戸籍とのつながりということが問題となるであろう。行政処分ではなくとも、卒業証書などの学校長名が通称名でよいのかなどという問題はあるのかもしれない。
- この市役所の中での問題として考えた場合、職員全員が、通称名と本人とのつながり、同一性、アイデンティティーを理解していれば十分ではないだろうか。
- 市長が通称名の使用はよくないと判断して職務命令を発したのだから、別の主張もあり得るかもしれないが、当然に従うべきであると考えられる。

- 性同一性障害の場合は、全て戸籍に基づいて取り扱っている。裁判所の手続やそれに準じるような公証力があるような氏の変更などが無い限り、裁量はない。
- 公務に就き得る資格を確認する上で戸籍と照らし合わせることは必要である。人事上、特に任用関係の記録まで戸籍とは違うものに変更することに、役所として譲歩の余地はないと考える。

しかしながら、自分で押印する印鑑についてまで禁止するということは、少し固い気がする。
- 職務命令の適合性、合理性をどう見るかということとは別として、職務命令違反という懲戒事由は、一応理屈としては分かる。しかし、職務専念義務違反という構成は疑問がある。注意力をそがれたといった類ではないと考える。
- 本件判決では、消印等を何百回と押させたことを職務専念義務違反とみているのだろうか。過去に最高裁で、職務専念義務の内容を勤務時間及び職務上の注意力の全てを職務遂行のために用い職務にのみ従事しなければならないこととして、反戦プレート着用を義務違反とした事案があった。

職務上、通称名を使用することは余計なことであるから、戸籍名ではなく、通称名を使うこと自体が、職務に専念していないという構成であろうか。
- 公務に混乱が生じない限り、役所がある程度手を差し伸べて善処すればよいのではないか。識別性の問題から言えば、役所の中でそれができる限りは、通称名の使用を否定することも無いのではないかと考える。
- 役所の独自の判断で職員を特定する仕組みを作れることが必要と考える。2回目の氏変更申立てでは氏変更が認められたが、被害の実績がないと認められないのは不合理である。各行政が仕組みを作って救済する制度があってよい。
- 弁護士会でも旧姓使用の取り組みを進めているが、破産手続き等、役所が絡むと使用しづらい。
- 千人以上の企業の7割以上が、通称名の使用を認めている。
- 判子は名のみのもも認められるなど自由度があるのだから、本件でも他の対応の仕方があつたらう。
- おそらく氏変更申立てを認められるために通称名を使用したのだから、戒告は重すぎではないか。
- 本件は同じ読みの氏変更だが、どのような範囲までの通称名を認めるかの基準設定が困難なため、通称名を認めなかったのかもかもしれない。
- 組織の大きさ次第で、混乱が起きず、同一性が識別できるルールを柔軟に決めればよい。
- 公権力の行使に係る公文書の作成という観点で考えたとき、自治体で何処まで決めることができるのか、統一のルールがなくてよいのかという問題はある。
- 民間では、入社時にビジネスネームとして全員が通称名を付けるという会社もある。ビジネス相手とはいえ個人名を知られる必要はないという考え方である。健康保険事務や源泉徴収事務等上、人事のみ社員の本名を把握しているが、一般社員同士では本名は知らずに働いている。社員には高評価と聞いている。

(3) 次回会合は、3月14日(木)に開催することとした。